

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 原付制度規制改革(長期の予告準備期間を経て原付一種を二種に統合する現実的な提案)	1
2 - 理美容一元化について	1
3 - マイナンバーを活用した世界最高水準のIT国家の実現	2
4 - 対面原則・書面交付原則の撤廃とIT利活用新法の制定	3
5 - 通信分野における公正な競争環境の実現	4
6 - デジタル教科書の承認による教育イノベーション	4
7 - 教員免許の弾力化による英語やプログラミング教育等の充実	5
8 - 世界で戦える土俵となるIFRS導入促進のための環境整備	6
9 - コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消	6
10 - 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	7
11 - 風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化	7
12 - 配慮書・方法書手続きの簡略化	8
13 - 過去調査結果の準備書への適用	8
14 - 地熱リプレースの簡素化・迅速化	9
15 - 地熱発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	9
16 - 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定	10

17 - 各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し	11
18 - マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成	12
19 - 個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応	13
20 - 効率的なIT投資の推進	13

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 3月6日	27年 5月15日	原付制度規制改革 (長期の予告準備期間を経て原付一種を二種に統合する現実的な提案)	<p>提案内容 原付一種並みの原付二種の免許取得容易化、免許取得・車種保有コスト低減や原付一種のそれらの難易化(最低限、普通自動車付帯免許の廃止)を行い、原付一種利用者を長期の準備期間を経て原付二種利用者等に転換誘導させると共に、原付一種は環境が整えば二種と統合(廃止)させるという政策決定のアナウンスを国民に対して事前に行う。またその準備期間の内にメーカーにすでに利用者保有の二種に改造可能な一種車種の二種への改造メンテナンスや二種への割引等での買替え促進、二種車種の商品充実や価格コスト低減等をさせる。政府はその転換のために原付利用者やメーカーに対して補助金等の政策的支援を行う。</p> <p>提案理由 原付一種(排気量50cc以下)は昭和30年代の制度創設以来、規制速度が30km/hとなっているが、原付利用者より以前から実際に幹線道路等でこの速度で走ると自動車等に追い抜かされて逆に危険であるという指摘が昔から多くされ続けている矛盾を抱えた規制速度が続いている。その現状に対してこの規制改革提案でも以前より原付一種免許に実技試験を導入して規制速度を引き上げる、原付一種を廃止し原付二種と統合する等の提案が何回かなされているが、制度所管の警察庁等は規制速度を上げると事故が増える、原付一種利用者の利便が無くなるので廃止できないという趣旨の回答を頑として繰り返し、未だに制度改革が実現しない。そこで今回、警察庁もまだ呑められる上記の現実的、実現的内容を提案する次第である。ちなみに原付二種の規制速度は60km/h、原付二種の免許取得容易化はここ数年メーカー団体(日本自動車工業会)も提案している所である。</p>	個人	国土警察庁省
2	27年 4月14日	27年 5月15日	理美容一元化について	<p>理美容一元化の具体的内容について髭剃りのための道具使用が問題視されているが当然のことであり何のためにも勉強・実習を行ってきたのかわからなくなる。同じ店内において働くことに関しては問題ないと思われ、現在でも高齢社会の中においては店舗を持たず移動訪問もしていただけるとあればうれしい限りです。きちんとカード化されたネームプレートの着用を義務付けし、提供できるサービスについて美容師ははさみ以外の使用を認められていないことを提供前に知らせきちんと口頭でもよいので承諾を得ることを義務付けてほしい。以前私の知り合いにおいて子供のころに呼びかけられて振り向いた際、顔にナイフが当たってけがをしたことがあるが、法律でナイフ使用が認められていなかったとした時には責任の所在が個人のレベル以上において問われてくるものと思われる。その回避のためにはサービス提供前のインフォームドコンセントがなされるべきである。美容師の髭剃りに関してはT字型剃刀の使用の許可をどうするのかを検討しと国が通達していただきたい。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 4月16日	27年 5月15日	マイナンバーを活用した世界最高水準のIT国家の実現	<p>○具体的要望事項 活用範囲拡大に向けたロードマップの作成とそれに必要な法的措置の洗い出しと法改正対応(別の要望事項「IT利活用新法」と関連) (2)個人カードの機能をスマホに埋め込むことを実現 (3)医療等分野についてもマイナンバー制度の下で利活用を図ることを明確化</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)マイナンバー制度は国民に利便性をもたらす社会基盤であり、この制度の価値を最大限に活用できれば、国民は効率的な官民サービスを楽しみ、世界最高水準のIT国家を実現できる。 (2)昨年の改訂・日本再興戦略では、「金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの分野を中心に、マイナンバー利用範囲拡大の方向性を明らかにする」とあり、上記(1)の観点を達成するためには、明確な工程表を至急作成し、どのようなことが実現できるのか国民に明らかにするべきである。 (例)個人番号カードを健康保険証として利用できるのはいつか、過去の健診データ・予防接種データ・治療データ・投薬データ、処方箋電子化により収集できるデータ等をマイナポータルなどで管理できるようになるのはいつかなどを明らかにする。 (3)マイナンバー制度を国民が広く活用するためには、カードの代わりになるようにスマホのようなデバイスに対応することも必要不可欠である。</p>	(一社)新経済連盟	総務省 内閣官房

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	27年 4月16日	27年 5月15日	対面原則・書面交付原則の撤廃とIT活用新法の制定	<p>○具体的要望事項 (1)対面原則・書面交付原則の撤廃によるITを活用したイノベーションの推進 (2)マイナンバー制度の導入を前提に、IT活用を一層推進するため、電子化を優先するという原則を宣言し、併せて、その実施に際して必要となる諸制度の見直しを含めた「IT活用新法」を検討すべき。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)当連盟は、従来より、対面原則・書面交付原則の撤廃を掲げており、行政や各産業・サービスでITを徹底的に活用することが生産性の向上や産業競争力の向上につながる。日本再興戦略にも記述がされているが、個別に実現されていない事項はまだたくさんあるのでそれを実現する必要がある。 具体的事例は、以下参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取引の重要事項説明での対面規制の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 ・デジタル教科書の承認 ・処方せんの電子化及び積極活用の早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進 ・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書類発行も電子交付にする ・マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正) <p>(2)今般、マイナンバー制度が導入されることになりこの制度を最大限活用しデータ連携ができれば世界最高水準のIT社会実現も可能であるが、そのためには、IT活用を前提とした社会に変革する必要がある。</p> <p>(3)2月16日の産業競争力会議WGにおいて、IT戦略本部は、電子的な手続きの基盤となる制度について法的措置の検討を示唆している。この法的措置の中で、上記(2)を実現するために、国家方針として「デフォルトIT化」を宣言したうえで、上記(1)の個別の見直しのPDCAをまわしていくべきである。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 財務省 国土交通省 文科省 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 4月16日	27年 5月15日	通信分野における公正な競争環境の実現	<p>○具体的な要望事項 事業者選択の自由度向上、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による公正な競争環境の実現、電波共同利用・再配分等による有効利用の促進等を図っていく。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)新経済連盟は、従来より、インターネット・アウトバーン構想を提言している。これは、社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に早くどこの国よりも圧倒的に安く使える環境を整備する構想である。これにより、様々なサービス・アプリケーション、IoTやM2M通信等の展開を促進することで新経済の促進と雇用の拡大を図ることを目指すものである。</p> <p>(2)上記の構想を進める上では、情報通信分野においては、公正な競争環境が実現していることが大前提であり、引き続き必要な競争政策を講ずる必要がある。市場構造自体が寡占であり、消費者のモバイル通信料負担も割高であり、MVNOのシェアも欧米と比べて小さい。</p> <p>(3)MVNOの関係では、特に以下の事項の検討が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者管理機能(SIMカード、HSS/HLR)のアンバンドル ・音声サービス・卸条件のアンバンドル ・通信契約とメールサービスのアンバンドル ・MNP転出手数料の見直し ・端末認証の緩和 </p>	(一社)新経済連盟	総務省
6	27年 4月16日	27年 5月15日	デジタル教科書の承認による教育イノベーション	<p>○具体的な要望事項 デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)現状の法制度における「教科用図書」「教科書」は、デジタル化されたものを認めず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当せずその恩恵によくせない。このことが、電子教科書が普及しない理由のひとつになっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校(※)も増えつつあるが、そこでの電子的な教材はあくまで補助教材であり「教科書」とは認められない。 ※タブレット端末を導入している学校の比率9.3% (2013年8月-10月に日本教育情報化振興会によるアンケート調査結果)</p> <p>(2)デジタル化された教科書が普及すれば、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	27年 4月16日	27年 5月15日	教員免許の弾力化による英語やプログラミング教育等の充実	<p>○具体的な要望事項 英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みができるよう、法令上の整備あるいは既存制度の運用改善を行う。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)子供たちが、十分なIT知識と論理的思考能力をえて、将来的な起業などグローバル人材に必要な素養を備えさせることは喫緊の課題である。 (2)一方で、現状の教員だけですべてを教えるのは、困難である。特に、英語や情報(プログラミング教育等)の授業では、社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、従来にはない独創的、実地的な授業、生徒指導、生徒評価等が期待できる。また、そのような実務経験に富む人材が教えることで、グローバル感覚を身に付けることや起業家教育の観点からも意義がある。 (3)現状でも、外部人材を活用する仕組みはあるものの、課題があり、十分に普及しているわけではなく、課題解決が必要。</p> <p>◇現在の教員免許非保有者活用制度の問題点 ・特別非常勤講師－教科の領域の一部しか担当できない ・特別免許状制度－授与手続きとして、任用しようとする者(都道府県教育委員会、学校法人等)からあらかじめ推薦を得る必要があることが活用されていない理由のひとつ。当該制度を活用した社会人選考を実施している県市は25(平成26年度)にとどまる。 ・外国語指導助手－あくまで教員免許を持つ教員の補佐にとどまる</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	27年 4月16日	27年 5月15日	世界で戦える土俵となるIFRS導入促進のための環境整備	<p>○具体的な要望事項 単体財務諸表の会計利益において、IFRS基準の額の使用を認める。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)現在、単体財務諸表においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても日本基準で作成しなおさなければならない。このことが日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因になっている。 ・単体財務諸表＝現在認められる会計基準は、日本基準のみ。</p> <p>(2)標記要望事項が実現すれば、IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵が作られる。</p> <p>(3)なお、日本再興戦略では、「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める」と記述されている。</p>	(一社)新経済連盟	金融庁
9	27年 4月16日	27年 5月15日	コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消	<p>○具体的な要望事項 政策保有目的の持ち合い株式は、その解消に向けて政府として方針を明確化し、そのために必要な検討とロードマップの作成を行っていくべき。</p> <p>○提案理由・現状の問題点 (1)政策保有目的の株式持合いは、下記の観点から、合理的な理由のない限り解消すべきである。 ・そもそも、資本の空洞化をもたらすものであり、資本充実の原則に反する。 ・企業は、本来、常に業績改善や経営効率化による企業価値向上を求める株主の厳しい目にさらされるべきであり、そうした緊張感のある経営が収益性・成長性の向上につながっていく。株式の持合いがもたらす馴れ合いの経営ではこのような緊張感を保つことはできず、資本の非効率化、過度な企業買収防衛や系列化等の弊害をもたらし、新陳代謝や産業競争力の向上への阻害要因となる。 ・グローバルベースの投資家から見て理解のできるオープンな市場にすることが日本の企業を強くする。</p> <p>(2)なお、日本再興戦略では、コーポレート・ガバナンス・コードの策定のほか、「持ち合い株式の議決権行使のあり方の検討」に言及している。また、自由民主党の「日本再生ビジョン」(2014年5月23日)では、「我が国企業の収益性を向上させ、新陳代謝の促進と経済活動の活発化を通じて潜在成長力の抜本的な底上げを図るには、コーポレートガバナンス(企業統治)改革の一環として、「株式持合い」や「物言わぬ株主による株式保有」を解消する必要がある。」との立場を明確にしており、「持ち合い株式の議決権行使のあり方を検討する」と述べられている。</p>	(一社)新経済連盟	法務省 金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
10	27年 4月17日	27年 5月15日	風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	<p>【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、風力発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における第一種事業となる規模要件を見直し、50,000kW以上(第二種事業は37,500kW以上)に設定頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「ル」・「ヲ」では、環境影響評価の対象となる風力発電所について、一律に、「第一種事業で10,000kW以上、第二種事業で7,500kW以上10,000kW未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後、及び環境影響評価法の改正施行後に環境影響評価手続を行った案件(進行中を含む)の1件当りの事業規模は増大している状況であり(当方調べによれば、10,000kW未満の案件も含めた1件当りの事業規模の平均は50,000kWに迫っている)、また、今後は洋上風力発電事業の案件増加が見込まれるところである。</p> <p>そこで、環境影響評価法の対象となる風力発電所については、風力発電の導入拡大が着実に進んでいる中国、アメリカ、ドイツ、スペイン、イギリスなど諸外国と同等のレベルである50,000kW以上に第一種事業の規模要件を見直して頂きたい。</p> <p>これにより、各都道府県・政令市に、自然環境・生活環境や風力発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断頂くとともに、条例の対象とならない小規模案件においても環境問題が発生しないよう、当協会が策定したJWPA環境アセスガイドを、風力発電事業者に周知・徹底を図る(関係市町村のご協力を得て環境アセスを行う)ことで、適切な環境影響評価が行われ、手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。また、少なくとも年間100万kWを超えるような風力発電産業の市場形成が図られるなど、風力発電の導入拡大に資するものである。</p>	(一社) 日本風力発電協会	経済産業省
11	27年 4月17日	27年 5月15日	風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化	<p>【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、各地域の実情に即した風力発電の円滑且つ着実な導入が図られるよう環境アセスメント手続きの迅速化を図るため、事業特性及び立地環境特性を踏まえた参考項目の絞り込みを行って頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 風力発電事業とその他の発電所事業とでは事業特性が明らかに異なる(例えば、改変面積を鑑みても土地改変が及ぼす環境影響は相当に低い)ことから、発電所アセス省令の別表第5で規定している参考項目の選定の考え方をその他の発電所事業に準じる考え方から改めない限り、メリハリの利いた環境アセスメントを行うことは出来ず、手続きの迅速化も図り難いところである。</p> <p>したが、事業特性及び立地環境特性に応じた参考項目のうち、風力発電に特化した項目の絞り込みを行い、効果的且つ効率的な環境アセスメントを実施すべく、別表第5の内容を見直すとともに、発電所に係る環境影響評価の手引へ明記した上で出来るだけ早期に発行頂きたい。これらの方策を講じることは、風力発電の導入拡大に資するものであり、環境アセスメント手続きの迅速化を図る上でも合理的なものである。</p>	(一社) 日本風力発電協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
12	27年 4月20日	27年 5月15日	配慮書・方法書手続きの簡略化	<p>【要望の具体的内容】 地熱発電事業の場合、計画案は単一案とならざるを得ないケースが大半と想定される。単一案の計画の場合には、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一であることから、例えば住民意見の聴取を省略することを可能にする等、配慮書手続きの簡略化の検討をお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法第三条の七および発電所アセス省令第十二条において、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとされている。</p> <p>地熱発電計画の場合、他の発電事業とは異なり、地形的な制約や地下資源賦存の制約から生産井・還元井の位置が限定され、また当該坑井の位置および地盤の強度により発電設備等の位置が限定されるため、生産井・還元井を含めた発電所の位置、レイアウト等は単一案とならざるを得ないケースが大半と想定され、この場合、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一となる。一方で、住民意見の聴取については、方法書段階でも実施されること、また方法書段階で聴取された意見は当該時点で計画に反映されることから、配慮書段階ではこれを省略することが可能であると考え。なお実態として、事前調査等を実施する段階で地元の合意が必要であり、自治会・温泉組合等との意見交換会を通じて住民の合意を得なければ環境アセスメントにも着手できない点を申し添える。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省
13	27年 4月20日	27年 5月15日	過去調査結果の準備書への適用	<p>【要望の具体的内容】 環境アセスメントの現地調査に先んじて、事業者等が独自に実施した調査データを環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化して頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 地熱開発では、事前調査段階にて、地域住民等との合意形成を目的に、環境アセスメントに先んじて希少猛禽類や希少動植物の調査を実施する場合がある。当該調査内容は、その目的から方法書において示される調査内容と同様であると目されることから、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用し、準備書に適用可能であることを明確化しておくことが、地域住民の理解促進に資するものと考え。</p> <p>また、第三者機関の調査結果が計画地点のデータとすることが適切であると判断される場合には、事業者自らが行ったものでなくとも、当該調査結果を環境アセスメントデータとして活用できることとすることが、アセスの迅速化・効率化の観点から望ましいと考える。</p>	日本地熱協会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
14	27年 4月20日	27年 5月15日	地熱リプレースの簡素化・迅速化	<p>【要望の具体的内容】 地熱発電所のリプレースにおいても、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、調査省略・既存データ活用等々によるアセス簡素化・迅速化の検討をお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 地熱発電所の環境アセスメント手続においては、環境影響評価法に基づき、新規設置とリプレースとではほぼ同様の手続が必要とされている。しかしながら、リプレースに際しては、土地改変等による環境影響が限定的で、かつより高性能な発電設備を設置することによる効率向上が見込まれることから、そのような案件については早く運用に供されることが望ましい。</p> <p>従って、環境に影響を与える主要諸元が現状より悪化しないことを設備側で示すことができる場合においては、火力発電所リプレースに係る環境アセスメントと同様に、既存データの配慮書手続等における活用や重要種の動植物及び生態系に係る調査の合理化等により、事業者による合理的な環境影響評価の実施を可能とし、以て環境影響評価手続の合理的な運用に資することをご検討頂きたい。</p>	日本地熱協会	経済産業省
15	27年 4月20日	27年 5月15日	地熱発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	<p>【要望の具体的内容】 エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、地熱発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「ト」・「チ」では、環境影響評価の対象となる地熱発電所について、一律に、「第一種事業で10,000kW以上、第二種事業で7,500kW以上10,000kW未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後においてなお、地熱資源量(世界第3位、2,347万kW)に比して設備容量(世界第8位、52万kW)は未だ十分ではなく、低廉で安定したベースロード電源である地熱発電を最大限導入していく必要がある。</p> <p>地熱発電計画の推進を阻害する要因の一つに、リードタイムの長さがあげられる。大規模地熱発電の開発には、初期の調査から発電所建設まで10年を超える期間を要するため、この期間を短縮することが地熱発電の導入拡大につながることから、期間短縮の一助とすべく環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>また、各自治体において、自然環境・生活環境や地熱発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断頂くことで、適切な環境影響評価が実施出来るとともに、環境影響評価手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。</p>	日本地熱協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
16	27年 4月28日	27年 5月15日	「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定	<p>○「IT前提社会」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT利活用をより一層推進してイノベーションを促進するための法環境整備が必要。 ・電子化を優先するという原則を宣言すべき。 ・対面原則・書面交付原則を撤廃すべき。 ・「IT前提社会」を実現するにあたって既存制度や法令の総点検・見直しを行うべき。 <p>○「IT利活用新法」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル・ファーストの原則 ・対面原則・書面交付原則の撤廃 ・IT利活用促進のための既存制度・法令見直しの原則 ・ITの利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置 ・行政機関間の情報連携(同じ情報を企業や個人に複数回求めない、複数機関から求めない)の徹底とフォローアップの実施 ・マイナンバー制度を活用した行政手続きの効率化の原則 ・マイナンバー制度を活用した民間事業者の手続きの効率化と民間ビジネスの創出の原則 ・マイナンバー制度の徹底利活用に関するロードマップの作成 	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	27年 4月28日	27年 5月15日	各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し	<p>○各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し</p> <p>(1)対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 <p>(2)インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の承認 ・処方箋の電子化及び積極活用の早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化 <p>(3)各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等) ・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法) ・「電子私書箱」の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書書類発行も電子交付にする。 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等)。 ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようにする制度の検討。 	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省 財務省 国土交通省 厚生労働省 文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
18	27年 4月28日	27年 5月15日	マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成	<p>○マイナンバー制度の利活用の「分野」拡大 新経済連盟は、医療分野を筆頭に、準公的・民間分野への利活用範囲拡大について提言を行ってきたところ(昨年6月25日)。利活用範囲拡大に向けたロードアップを、2020年をゴールとしていつまでに何を実現するのか時間軸を明記した上で、国民がメリットを分かるように政府は作成するべき。</p> <p>○マイナポータル等の機能の充実強化 マイナポータル等を経由したサービスの充実として、金融機関、郵便、ライフライン事業者などの民間領域における住所変更手続き等各種手続きの一括処理(ワンストップ化)などを推進する。国民の利便性向上をアピールできる重要なユースケースである。 確定申告の簡素化等もマイナポータル上のキラーコンテンツであり、これの実現に向けた対応をしっかりと行うべきである。</p> <p>○マイナンバー制度利活用の「使用者範囲」の拡大 グローバル時代において海外に在住する日本人も増加している。海外転出者でも公的個人認証等マイナンバー制度を利活用できるようにする。 2020年のオリンピック・パラリンピックを前にして訪日外国人がさらに増加していくことも見据え、個人番号カード等を彼らに交付して彼ら本人の確認等に活用することも検討すべき(エストニアのe-residencyも参考)。</p> <p>○公的個人認証サービスの拡大／本人確認の合理化等 公的個人認証サービスの署名検証者として、総務大臣が認定する民間事業者が新たに追加されることとなる。マイナンバー制度の民間利活用やそれによる民間ビジネスの拡大を促すよう、当該認定手続きに当たっては、認定取得期間の明確化と過度な負担や対応を求めないなどの配慮が必要。 官民での安全安心なオンラインサービス拡充に向けて、ID連携トラスト・フレームワーク制度の利用や当該制度との連携を進めていく必要がある。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	27年 4月28日	27年 5月15日	個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応	<p>○個人番号カードの普及・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの普及のための啓発活動をきちんと行い、普及しなかった住基カードの轍を踏まないようにする。国民の利便性の向上に焦点を絞り、広報活動を強化する必要がある。具体的なユースケースを分かり易く説明するべき。 ・出生、引越、婚姻、就職、入学、転職、死亡などのライフイベント時の各種手続きの簡素化・自動化・手続き漏れの防止など窓口によるワンストップサービスを実現する。 ・個人番号カードの普及を加速するために、健康保険証、診察券、免許証、パスポート、図書館利用などの使用頻度の高いカードへの適用を早期に実現するべきである。 ・行政手続きは、申請ベースが基本になっているため、各地方自治体などが独自に打ち出している福祉制度などが十分に利用されていない。申請手続きを簡便にするなどの取り組みや、マイナポータル等を活用したプッシュ型の告知徹底なども望まれる。 ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本などをコンビニ交付できるようにする。 <p>○新しい技術への対応／スマホからのアクセス</p> <p>利便性の高い世界最高水準の電子サービスを目指すならば、それへのアクセスは、デジタル社会における新しい技術の登場に対応できるようにすることが必要不可欠。その意味で、スマホなどのデバイスが普及している現在では、ICカードのかわりとなるように、少なくともスマホからの利用を前提とした仕組みを早急に構築すべき。</p>	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省
20	27年 4月28日	27年 5月15日	効率的なIT投資の推進	<p>○データガバナンス／業務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」では、「データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化」を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要。 ・政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めていく必要がある。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための必要な鍵である。また、ビジネスプロセスリエンジニアリングによる業務改革が必要。 <p>○システムのシンプル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。 ・自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。 ・「改訂版世界最先端 IT 国家創造宣言」の方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改善に向けて2度の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出しているもので、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。 ・二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。 	(一社)新経済連盟	内閣官房 総務省